

整理番号	経-条申-4
------	--------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当 (06-6615-3764)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市国際戦略総合特別区域における事業の用に供する固定資産の実績報告の認定等
概要	事業計画の認定を受けた事業者が市税の軽減措置を受けるためには市長に対して毎年実績報告を行い、その実績報告について市長の認定を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年11月20日条例第105号）第6条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則（平成24年11月30日規則第246号）第10条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例に係る実施要領第8条 (http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000369692.html)
審査基準	<p>○条例第6条第3項</p> <p>(1) 当該固定資産を第3条第1項の認定の日以後に取得し、引き続き所有していること</p> <p>(2) 当該固定資産を自己の認定特区事業の用に供した日から引き続き当該認定特区事業の用に供していること</p> <p>(3) 当該固定資産のうち認定特区事業の用に供する部分の割合として市規則で定めるところにより算定した割合</p> <p>(4) 本市が組織する特区法第19条第1項に規定する国際戦略総合特別区域協議会の構成員であること</p> <p>(5) その他市規則で定める要件に適合するものであること</p> <p>○条例施行規則第10条第3項</p> <p>条例第6条第3項第3号の市規則で定めるところにより算定した割合は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 当該土地上に認定特区事業の用に供する家屋がある場合 当該土地上の家屋(当該家屋が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける場合にあつては、当該家屋の専有部分。以下この号において同じ。)のうち認定特区事業の用に供する部分の床面積を当該土地上の家屋の延床面積で除して得た割合</p> <p>イ 当該土地上に認定特区事業の用に供する家屋がない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>(ア) 当該土地上に認定特区事業の用に供する償却資産を設置している場合 当該土地のうち認定特区事業の用に供する部分の面積を当該土地の総面積で除して得た割合</p> <p>(イ) 当該土地上に認定特区事業の用に供する償却資産を設置していない場合 0</p> <p>(2) 家屋 当該家屋(当該家屋が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける場合にあつては、当該家屋の専有部分。以下この号において同じ。)のうち認定特区事業の用に供する部分の床面積を当該家屋の延床面積で除して得た割合</p> <p>(3) 償却資産 1</p> <p>○条例施行規則第10条第4項</p> <p>(1) 市税の滞納がないこと</p> <p>(2) 風俗営業等を本市内において営んでいないこと</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団密接関係者（法第294条第1項第5号に規定する個人にあつては、暴力団員又は暴力団密接関係者）に該当しないこと</p>
標準処理期間	償却資産申告書の提出期限の3開庁日前まで
経由日数	
提出先	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
提出時期	固定資産供用実績報告書：毎年1月8日まで
提出方法	固定資産供用実績報告書及び添付書類を提出してください。（郵送可）
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html
備考	